**平成２９年（フ）第４４３号**
広島市安佐南区祇園４丁目１番31－１－303号
債務者　上田　奉伸
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６４１号**
広島市安佐北区可部１丁目６番34－203号フリーデD
債務者　永田　悦子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６５３号**
広島県安芸郡海田町月見町８番３－206号
債務者　丸山　春光
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第６６７号**
広島市中区江波栄町３番５－202号
債務者　山道　明子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１５４号**
徳島県名西郡石井町高川原字高川原796番地１　フリーデ　101号室
債務者　後藤田真一
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１７９号**
徳島県板野郡藍住町富吉字須崎44番地３フォブールタウン須崎Ａ　101号
債務者　近　　泰夫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９７号**
愛媛県西条市福武甲66番地、旧住所愛媛県西条市玉津747番地
債務者　永野　一郎
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第９６号**
福岡県飯塚市柏の森822番地８　芳雄Ａ202（前住所　福岡県飯塚市伊川82番地132　第５江藤ビル105号）
債務者　高山　美保
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第１４６号**
福岡県久留米市青峰１丁目19番14031号
債務者　高良佳雅里
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１６１号**
福岡県うきは市吉井町千年267番地３　シルバーハイツ北201号
債務者　矢野　泰志
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第１６２号**
福岡県うきは市吉井町千年267番地３　シルバーハイツ北201号
債務者　矢野　節子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２９年（フ）第２４６号**
大分市大字政所2223番地の26（ゴスペル政所101）
債務者　大石誠志郎
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２６７号**
大分市金池南２丁目６番23－301号（興栄ビル）
債務者　二宮　勝美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２４８号**
宮崎市大字本郷北方4486番地19　ファミール本郷Ｂ棟203号
債務者　松山　信江
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２５２号**
宮崎市永楽町114番地　ゆとりっくⅢＢ棟101号
債務者　押川恵美梨
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第６８号**
宮崎県都城市南横市町3885番地16
債務者　佐藤　文恵
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部